

生食発 0325 第 3 号  
令和 3 年 3 月 25 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区区长

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
(公印省略)

「輸入加工食品の自主管理に関する指針 (ガイドライン)」の一部改正について

輸入加工食品の安全性確保対策として、輸入者自身による輸出国段階での自主管理については、「輸入加工食品の自主管理に関する指針 (ガイドライン)」について」の別紙「輸入加工食品の自主管理に関する指針 (ガイドライン)」(平成 20 年 6 月 5 日付け食安発第 0605001 号食品安全部長通知。以下「指針」という。)により必要な確認を求めているところです。

今般、食品衛生法等の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 46 号) による改正後の食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) の内容等を踏まえ、指針について別添 1 のとおり所要の改正を行ったことから、本指針を貴管下事業者へ周知方お願いします。